

米子市団体営土地改良事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、米子市団体営土地改良事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、知事の指定する団体その他の者（以下「指定団体」という。）が行う土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項の土地改良事業（以下「団体営土地改良事業」という。）の施行を支援することにより、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上等の農業構造の改善に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該団体営土地改良事業に係る事業費の総額（仕入控除税額（当該事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）に別表の左欄に掲げる当該団体営土地改良事業の種別に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額から指定団体が当該団体営土地改良事業の施行に関し国又は県から受ける補助金の額を控除して得た額の範囲内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該割合を変更することができる。

(補助金交付の方法)

第4条 補助金の交付は、団体営土地改良事業を開始する日の属する年度に交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする指定団体は、団体営土地改良事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査のうえ適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書を当該指定団体（以下「補助事業者」という。）に交付する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請事項の変更)

第 7 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者が当該事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長に団体営土地改良事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 2 号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(着手及び完了の届)

第 8 条 補助事業者は事業に着手したときは速やかに補助事業等着手届出書（別記様式第 3 号）を、事業が完了したときは補助事業等完了届出書（別記様式第 4 号）を、それぞれ市長に提出しなければならない。

(交付決定前着工)

第 9 条 指定団体は、補助金の交付の決定を受けた後に、事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定団体は、やむを得ない事情により必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定前に事業に着手することができる。この場合において、指定団体は、あらかじめ、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届出書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 10 条 補助事業者は、事業を完了したとき、又は規則第 11 条第 1 項の規定により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに、事業の成果を記載した団体営土地改良事業実績報告書（別記様式第 6 号）市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体営土地改良事業の種別	割合
かんがい排水路整備	100分の90
農林道整備	100分の83
水利施設整備	100分の85
ため池整備（災害を防止するために行うもの）	100分の94
暗渠排水施設	100分の80
農道舗装	100分の95
その他の事業	市長がその都度定める割合

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地

名称及び代表者の氏名

印

団体営土地改良事業補助金交付申請書

年度において標記補助金の交付を受けたいので、米子市団体営土地改良事業補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付資料	1 事業計画書（別紙のとおり） 2 収支予算書（別紙のとおり）

※算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

(別紙)

1 事業計画書

事業の名称															
鳥取県土地改良事業補助金等の名称															
課題及び事業の目的															
目標															
地区名	事業主体	工種	事業実施期間	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考
				事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)	補助金(円)	補助率(%)	直営請負の別	事業量	事業費(円)	
計															

2 収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	差引増△減(円)	備考
市補助金				
国県補助金				
地元負担金				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	差引増△減(円)	備考
計				

(事業完了予定日： 年 月 日)

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

米子市長 様

所在地
名称及び代表者の氏名

団体営土地改良事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました補助金等に係る事業の実施につきまして、下記のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、米子市団体営土地改良事業補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）第7条の規定により、その承認を申請します。

記

事業の名称	
交付決定額	
変更後の額	
差引き	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添付資料	1 変更後の事業計画書 2 変更後の収支予算書

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

米子市長 様

所在地
名称及び代表者の氏名

補助事業等着手届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました米子市団体営
土地改良事業補助金に係る事業に着手しましたので、届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 着手年月日
- 3 完了予定年月日
- 4 事業実施の方法

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

米子市長 様

所在地
名称及び代表者の氏名

補助事業等完了届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました米子市団体営
土地改良事業補助金に係る事業が完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 着手年月日
- 3 完了年月日

年 月 日

米子市長 様

所在地
名称及び代表者の氏名

交付決定前着工届出書

年 月 日付け申請しました米子市団体営土地改良事業補助金（以下「補助金」といいます。）に係る事業につきまして、 のため、補助金の交付の決定前に着手したいので、下記に掲げる条件を了承の上、米子市団体営土地改良事業補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）第9条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合には、その損失は、事業主体が負担すること。
- 2 交付の決定を受けた補助金の額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合であっても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内においては、事業内容の変更を行わないこと

事業の名称	事業主体	工事開始予定年月 日	完成予定年月 日	備考

※工程表を添付すること。

年 月 日

米子市長 様

所在地
名称及び代表者の氏名

⑩

団体営土地改良事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました米子市団体営土地改良事業補助金に係る事業の実績につきまして、米子市団体営土地改良事業補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）第10条の規定により、下記のとおり報告します。
（併せて、補助金 円也の支払を請求します。）

記

事業の名称		
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	
差引き	円	
添付資料	1 事業報告書（別紙のとおり） 2 収支決算書（別紙のとおり） 3 事業実施調書（別紙のとおり）	

3 事業実施調書

請負及び完成検査調書

地区名	構造又は 工法	事業量	設計金額 (円)	請負金額 (円)	請負人氏名	着工年月日 完成年月日	完成検査		契約方法	備考
							検査年月日	検査責任者 職・氏名		

(注)

- 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負金額に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最終の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- 4 構造又は工法の欄には、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う工法を記載すること。